

ヘルメットのステッカーについて

ヘルメット及びヘッドギア

ヘルメット及びヘッドウェアには、15cm²までのメーカーの商業マーキングを両サイドの耳の上に1つずつ、合計2つまでつけることができる。ヘルメット及びヘッドウェアのフロントは、ナショナルチームエンブレム及びスポンサー向けにのみ使用することができる。



競技中、及びフラワーセレモニー/表彰式やインタビュー等の会場を含む競技エリア内で着用するヘルメットと全てのヘッドウェアのフロント(中央)には、6 cm²以上の国内スキー連盟の識別表示(ID: identification)をつけなければならない。

国内スキー連盟は、ヘルメット/ヘッドウェアの最大 50cm² (同サイズの同一ロゴであれば2つに分割も可)までの広告権について、それぞれの連盟規定に従い、スキー用品(ハードウェアまたはソフトウェア)のサプライヤーではない企業とスポンサー契約を結ぶことができる。その場合、ヘルメット及びヘッドウェアのフロントには、6cm²以上の国内スキー連盟の識別表示 (ID: identification) つけなければならない。広告の位置は、ナショナルチームエンブレムの上か横のどちらかでなければならない。

ヘッドギアのフロント中央の)国内スキー連盟の識別表示 (ID: identification) と、スポンサー広告(50cm²)との間のフリースペースは、1cm以上でなければならない。ヘッドバンドについては、広告をヘッドバンドのフロントにつけることができるが、その横に国内スキー連盟の識別表示 (ID: identification) をつけること。ヘルメットの可動または固定チンストラップへの広告は認められない。また、選手のヘッドギアやウェアに、選手(のウェブサイト)にダイレクトにつながるウェブサイトアドレスを表示することはできない。

また、静止、動画撮影用のアタッチメント等を取り付けての滑走は危険を伴いますのでスタートバーを切らせない処置をします。